

定例委員会の開催状況

第1 日 時 平成13年2月22日(木)
午前10時00分 ~ 午前11時50分

第2 出席者

1 国家公安委員会側

伊吹委員長

岩男、磯邊、渡邊、荻野、安崎各委員

2 警察庁側

長官、次長、官房長、官房審議官(生活安全局担当)、
暴力団対策部長、交通局長、警備局長、情報通信局長

第3 議事の概要

本日付けで国家公安委員会委員に就任した安崎委員が就任の挨拶をした。

1 議題事項

(1) 人事案件について

叙位・叙勲の進達について

警察庁から、「1月26日から2月1日までの7日間に死亡した現職警察職員3人及び元警察職員41人の計44人の叙位・叙勲について進達することとしたい。」旨の説明がなされ、原案どおり決定した。

(2) 警察法第12条の2による監察の指示等の運用に関する申合せにつ

いて

警察庁から、「改正警察法により新設された警察法第12条の2の規定は、3月1日から施行されることとなるが、同条による国家公安委員会の具体的・個別的な監察の指示等の運用について、手続面等の明確化を図る観点から、国家公安委員会において申合せの形でお示しいただきたいというものである。」旨の説明がなされた。

委員から、「個別の事前説明の際には、監察の指示発出の必要性が認められる場合について、一定の制約がある旨の説明があったものと理解しているが、このような内容はこの申合せにはなく、明文化されるものはこの資料の内容程度になるという認識を持った。当該規定が法律に盛り込まれた理由というか、きっかけとしては、一つは監察に関し、警察は身内に甘いという判断がされたこと、もう一つは、公安委員会が形骸化しており、もっと機能を強化しなければいけないということから出たものであり、事前説明において説明のあった内容を文書で出すのはいかかなものかと思っていたが、今回示された内容だけだと余りにも限定が外され、公安委員会の良識に期待されすぎているのではないか。」との質問があり、警察庁から、「法律上は、監察の指示の発出に関する判断は、「必要があると認めるとき」であるので、それ以上に特別な制約はない。事前説明では、そもそも法律に盛り込まれた経緯からして、警察として、まず自浄能力を果たすために各都道府県警察が監察をしっかりと実施する、それについて各都道府県公安委員会がしっかりと管理していく、必要ある場合には、都道府県公安委員会が個別的・具体的指示を発するが、これらがまず国による監察に先行していく場合が一般であると考えられる旨を申し上げたものである。」旨の説明があった。

委員から、「都道府県公安委員の中で、点検担当委員に指名されても受けるのは難しいという方がいたが、いろんなケースを考えた場合、指名されても全員が辞退するということもあり得ると思うが、このような場合への対応についてどのように考えているのか。」との質問があり、委員長から、「公安委員の中から点検担当委員を指名しようと

というのは、警察の監察についてよほどの不信感がある場合なので、そのような場合に委員の都合ということで点検担当委員を指名しなくてよいという訳にはいかない。警察も、そのような結果とならないよう努力すべきである。」との発言があった。

委員から、「実際問題として、公安委員会において指示に値するという事案が発生した場合、長官が自発的にやるのか、公安委員会の指示で動くのかという問題が具体的にはあると思う。」との発言があり、警察庁から、「通常の家公安委員会の管理の一形態として、警察庁が監察事案について報告したことに對し、家公安委員会がより詳細な報告を求めることはよくあることである。これを受けて警察庁は対応するが、それでもなお十分でないときに、公安委員会の意思として書面で具体的・個別的指示が出てくるのが一般的ではないかと思う。」旨の説明があった。

委員長から、「監察の指示の運用については、警察の仕事のやり方、業務の在り方等の進むべき方向に問題があると認められる場合のような業務監察的なものの方が多くなるのではないかと思う。」との発言があった。

委員長及び各委員の発言の後、警察庁から、「内容についておおむね合意されたので、原案の方向で進めることとし、改めてお諮りすることとしたい。」との説明がなされ、その内容を了承した。

(3) 風適法改正に関する意見募集の結果とその対応について

警察庁から、「テレホンクラブの規制については、規制全般では賛成が50件、反対が38件であり、年齢確認の義務付けでは賛成が31件、反対が20件であった。テレホンクラブの規制については、反対意見においても児童買春の防止の必要性を認めている。」旨の説明がなされた。

委員から、「パブリック・コメントの件数が137件というのは少ないと思うが、これを国民の反応と評価してよいのか。」との質問があり、他の委員が、「どういうテーマのパブリック・コメントかによ

っても判断は変わると思う。本件のように明らかな利害関係者がいるような場合には、意図があって特定の意見が出てきているので、割り引いて判断するか、参考にとどめることとなる。いずれにしても、パブリック・コメントは、意見にそのまま左右されるものではなく、ある意味でアンテナを出してみ、どういう意見、反応が返ってくるかを見るものと思う。そして、こちらの政策の判断の参考にするものだと思う。」との発言があった。

警察庁から、「意見募集において提示した方向で法改正の検討を進めることが合意されたので、法案の作成をしたうえで、改めて御意見を賜りたい。」との説明がなされ、その内容を了承した。

(4) 道路交通法の一部を改正する法律案について

警察庁から、「最近の交通情勢にかんがみ、運転免許証の更新を受ける者の負担軽減のための規定、第二種運転免許制度の見直しその他の運転者対策の推進を図るための規定等、所要の規定を整備する標記法律案を第151回国会に提出することとしたい。」旨の説明がなされた。

委員から、「『肢体不自由である運転者が自動車にマークを表示した場合に、幅寄せ、割り込みしてはならない。』こととする案があるが、そもそも幅寄せ、割り込みは、誰に限らずしてはいけない危険な行為であり、これは運転者の基本的なマナーであると思う。このようなことを法律で明文化し、そのためにマークを表示させることは、基本的なマナーについての考え方の認識が異なるのではないか。」との発言があり、警察庁から、「運転に関し、健常者より弱い立場にある運転者に対しては、マークを表示していただき、他の運転者に対しても注意して運転するよう促すのがこの趣旨である。」旨の説明があった。

委員から、「タクシーに乗る際は、運転者のおおむねの年齢すら知ることが難しい。法人タクシー運転者の場合は、会社で健康チェックをするからよいものの、個人タクシーの場合はわからない。運転免許

更新時にはどのようなチェックをしているのか。」との質問があり、警察庁から、「更新時においては、一般的に法人、個人の区別はなく同じである。道路運送法等運輸当局の方でいろいろ安全運転に関わる仕組みがあると思うが、後日に詳しくご報告することとしたい。」旨の説明があった。

質疑が行われた後、警察庁の説明内容を原案どおり決定した。

(5) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律案について

警察庁から、「自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、もって交通の安全及び利用者の保護を図るため、標記法律案を第151回国会に提出することとしたい。」旨の説明がなされ、原案どおり決定した。

(6) 国家公安委員会への意見・要望文書等の措置について

国家公安委員会のインターネット・ホームページの受信電子メール、書簡等について閲覧し、回答を要するか否かの判断を行った。回答を要するものについては、その内容を一部修正した上で、了承した。

2 報告事項

(1) 国会の状況について

警察庁から、「2月15日から21日までの間に行なわれた衆議院の予算委員会の状況」について報告がなされた。

(2) 第9回全国小学生作文コンクール「わたしたちのまちのおまわりさん」の審査結果について

警察庁から、「本コンクールは、小学生に警察官の活動についての作文を書くことを通じて、社会のきまりを守ることの大切さを理解してもらい、もって非行防止・健全育成を図ることを目的としている。今回の応募総数は、2万7,622点で、内閣総理大臣賞以下187

点を表彰する。2月24日、読売新聞社本社で開催される表彰式では、内閣総理大臣賞、国務大臣・国家公安委員会委員長賞、警察庁長官賞等、審査員特別賞以上の受賞者16人が表彰される。」旨の報告がなされた。

(3) 都道府県暴力追放運動推進センターの活動状況について

警察庁から、「都道府県暴力追放運動推進センターでは、暴力団員による不当な行為に関する相談をはじめ、不当要求防止責任者講習等の活動を幅広く実施している。また、本年1月16日には、全ての暴追センターにおいて、税法上の優遇措置を受けるための特定公益増進法人への第4回目の更新認定が終了している。」旨の報告がなされた。

(4) 東海郵政局職員らによる郵便料金特別割引をめぐる贈収賄事件について

警察庁から、「愛知県警察は、郵便物の取扱いに関して、労働組合役員と政治団体の代表を兼ねていた者から現金数十万円を収受した当時の東海郵政局職員を収賄罪で、当該労働組合役員兼政治団体代表者を贈賄罪で、2月15日、それぞれ逮捕した。」旨の報告がなされた。

(5) 前信用組合三重商銀理事長らによる電子計算機使用詐欺等事件について

警察庁から、「三重県警察は、2月15日、架空名義の預金口座を利用した電子計算機使用詐欺等の容疑で、前信用組合三重商銀理事長ら5人を逮捕した。」旨の報告がなされた。

(6) 元八千代町農業協同組合長らによる不正貸付をめぐる背任事件について

警察庁から、「広島県警察は、2月20日、元八千代町農業協同組合長が、会社役員に対して不正に同組合の資金2,000万円を貸し付け、同組合に損害を与えたという背任容疑で同組合長ら4人を逮捕

した。」旨の報告がなされた。

(7) 平成 1 2 年末の運転免許保有者の状況等について

警察庁から、「運転免許保有者数は、昨年末で約 7 , 4 6 9 万人、1 6 歳以上の人口に占める割合は 6 9 . 7 % となっている。平成 3 年と比較すると、保有者数は 1 , 2 1 3 万人、1 . 2 倍に増加し、特に、7 0 歳以上の高齢者が著しく増加した。」旨の報告がなされた。

(8) 革労協非公然活動家の逮捕について

警察庁から、「神奈川県警察は、2 月 1 6 日、相模原市内において、盗難車両に偽造ナンバーを装着し、対立する反主流派活動家を襲撃する目的で、普通乗用車内に潜伏していた革労協主流派の非公然活動家を発見し、同車両の捜索を実施しようとした際、車両を急発進させて警察車両に衝突させ、逃走しようとした活動家 4 人を公務執行妨害罪及び凶器準備集合罪で現行犯逮捕した。」旨の報告がなされた。

委員から、「今回の逮捕は、大変な快挙だと思う。過去の革労協の歴史、行動から見ると、内ゲバばかり目につくが、公の秩序を乱すとかテロ行為はないのか。」との質問があり、警察庁から、「大きなサミットのような行事がある場合には、ゲリラ行為をしたり横田基地に向けて飛翔弾を飛ばしたりした。かつては、爆弾や火炎瓶を使用していた。」旨の説明があった。